

小田原漁港交流促進施設条例施行規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

小田原市長 加藤 憲 一

小田原市規則第10号

小田原漁港交流促進施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原漁港交流促進施設条例（平成29年小田原市条例第26号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可)

第2条 条例第8条第1項前段の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間（指定管理者が特別の理由があると認めるときは、指定管理者が定める期間）内に小田原漁港交流促進施設使用許可申請書（様式第1号）により指定管理者に申請しなければならない。

- (1) 水産物等販売施設及び飲食物提供施設 使用しようとする期間の初日の属する月の6月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日以後最初の休館日以外の日）から1月前の月の末日まで
- (2) イベント広場 使用しようとする期間の初日の属する月の6月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日以後最初の休館日以外の日）から当該使用しようとする日まで
- (3) 多目的室 使用しようとする日の属する月の6月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日以後最初の休館日以外の日）から当該使用しようとする日まで

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えてしなければならない。

- (1) 水産物等販売施設及び飲食物提供施設 次に掲げる書類
ア 事業計画を記した書類

イ 定款その他これに類する書類

ウ 現に行っている事業の概要を示す書類

エ 登記事項証明書又は住民票の写し

オ 許可又は免許を必要とする事業を営む場合にあっては、当該許可又は免許を受けていることを証する書面の写し

カ 市税等の納税証明書その他これに類する書類

キ アからカまでに掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める書類

(2) イベント広場及び多目的室 指定管理者が必要と認める書類

3 指定管理者は、第1項の規定による申請を許可したときは、小田原漁港交流促進施設使用許可書（様式第2号）を申請した者に交付するものとする。

（変更許可）

第3条 条例第8条第1項後段の許可を受けようとする者は、小田原漁港交流促進施設使用変更許可申請書（様式第3号）に指定管理者が必要と認める書類を添えて指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、他の使用者の使用に支障が生じない場合に限り、許可することができる。

3 指定管理者は、使用の変更を許可したときは、小田原漁港交流促進施設使用変更許可書（様式第4号）を申請した者に交付するものとする。

（使用許可の更新）

第4条 条例第9条第1項の規則で定める日は、同項の許可の期間の満了の日の属する月の6月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日以後最初の休館日以外の日）とする。

2 条例第9条第1項の許可を受けようとする者は、小田原漁港交流促進施設使用更新許可申請書（様式第5号）に第2条第2項第1号に掲げる書類及び同条第3項の規定による許可書の写しを添えて指定管理者に申請しなければならない。ただし、指定管理者が認めるときは、第2条第2項第1号に掲げる書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

3 指定管理者は、前項の規定による申請を許可したときは、小田原漁港交流促進施設使用更新許可書（様式第6号）を申請した者に交付するものとする。

4 前条の規定は、条例第9条第3項の許可について準用する。

(使用の取りやめの届出)

第5条 条例第8条第1項又は第9条第1項若しくは第3項の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用許可に係る使用を取りやめようとするときは、小田原漁港交流促進施設使用取りやめ届（様式第7号）に第2条第3項、第3条第3項（前条第4項において準用する場合を含む。）又は前条第3項の規定により交付された許可書を添えて、指定管理者に届け出なければならない。ただし、指定管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

(付帯設備の利用料金の限度額)

第6条 条例第10条第3項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(利用料金の差額の徴収)

第7条 条例第8条第1項後段又は第9条第3項の許可（次項において「変更の許可」という。）に係る施設及び設備の利用料金（以下「変更後の利用料金」という。）の額が既に支払われた利用料金（以下「既納の利用料金」という。）の額より大きいときは、当該許可を受けた者は、変更後の利用料金の額から既納の利用料金の額を差し引いて得た額（次項において「差額」という。）を支払わなければならない。

2 差額は、条例第10条第2項各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期限までに支払わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第8条 条例第11条の規定により利用料金を減額し、又は免除する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 市が公用のため使用する場合 免除

(2) 前号に掲げる場合のほか、指定管理者が特に必要と認める場合 指定管理者が定める額の減額又は免除

2 条例第11条の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、使用許可の申請をする際に小田原漁港交流促進施設利用料金減額・免除申請書（様式第8号）により申請しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、申請した者に小田原漁港交流促進施設利用料金減額・免除決定通知書（様式第9号）により

通知するものとする。

(利用料金の還付基準)

第9条 条例第12条ただし書の規定により利用料金を還付する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者の責めに帰すことができない理由により、許可を受けた施設又は設備の全部を使用できなかったとき 既納の利用料金の全額
- (2) 使用者の責めに帰すことができない理由により、許可を受けた施設の一部を使用できなかったとき 指定管理者が定める額
- (3) 使用者が、多目的室の使用の許可を受けた場合において、使用の日の10日前までに使用の変更を申請し、指定管理者の許可を受けた場合であって、既納の利用料金の額が変更後の利用料金の額を超えるとき 既納の利用料金の額から変更後の利用料金の額を差し引いて得た額
- (4) 使用者が、多目的室の使用の許可を受けた場合において、使用の日の10日前までに使用の取りやめの届出をしたとき 既納の料金の全額

(使用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、条例第14条の規定により使用許可を取り消し、又は使用中を中止させるときは、小田原漁港交流促進施設使用許可取消・使用中止通知書(様式第10号)を使用者に交付するものとする。

(入館者の遵守事項)

第11条 何人も、小田原漁港交流促進施設(以下「交流促進施設」という。)内において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) あらかじめ指定された場所以外の場所における喫煙及び火気の使用
- (2) 飲食物提供施設、イベント広場及び多目的室以外の場所における飲酒。ただし、指定管理者が適当と認める場合は、この限りでない。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上必要と認めて、交流促進施設内に掲示した行為

(損害の届出)

第12条 使用者は、交流促進施設の建物、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに、理由を付して指定管理者に届け出なければならない。

(実施細目)

第13条 この規則に定めるもののほか、交流促進施設の管理等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	区分	単位	利用料金
移動式調理台	1時間	1台	200円

様式第1号（第2条関係）その1

<p>小田原漁港交流促進施設使用許可申請書 (水産物等販売施設・飲食物提供施設・イベント広場用)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>指定管理者 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 電 話</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>次のとおり申請します。</p>		
使用目的・内容		
使用責任者	住 所	
	氏 名	
	電 話	
使用施設名	水産物等販売施設・飲食物提供施設・イベント広場	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
その他必要事項		

その2

小田原漁港交流促進施設使用許可申請書（多目的室用）					
年 月 日					
指定管理者 様					
申請者 住 所 氏 名 電 話 （法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）					
次のとおり申請します。					
使用目的・内容					
使用責任者	住所			電話	
	氏名				
使用月日	使用時間	予 定 人 員	入 場 料 等	販 売	利 用 料 金
月 日	時 分 ～ 時 分	人	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (円)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	円
移動式調理台	<input type="checkbox"/> 使用する (台) <input type="checkbox"/> 使用しない		移動式調理台 利 用 料 金	円	
利用料金合計					円
その他必要事項					

様式第2号（第2条関係）その1

小田原漁港交流促進施設使用許可書 （水産物等販売施設・飲食物提供施設・イベント広場用）		
		番 号 年 月 日
様		指定管理者 印
次のとおり許可します。		
使用目的・内容		
使用責任者	住 所	
	氏 名	
	電 話	
使用施設名	水産物等販売施設・飲食物提供施設・イベント広場	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
利用料金		
その他必要事項		

その2

小田原漁港交流促進施設使用許可書（多目的室用）					
					番 号 年 月 日
様					
指定管理者					印
次のとおり許可します。					
使用目的・内容					
使用責任者	住所			電話	
	氏名				
使用月日	使用時間	予 定 人 員	入 場 料 等	販 売	利 用 料 金
月 日	時 分 ~ 時 分	人	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (円)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	円
移動式調理台	<input type="checkbox"/> 使用する (台) <input type="checkbox"/> 使用しない		移動式調理台 利 用 料 金	円	
利用料金合計					円
その他必要事項					

様式第3号（第3条関係）

小田原漁港交流促進施設使用変更許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所

氏 名

電 話

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり申請します。

許既 可に の受 内け 容た	許可年月日	年 月 日		許可番号	
	使用責任者	住 所		電 話	
氏 名					
変 更 の 理 由					
変 更 事 項		変 更 前		変 更 後	
利 用 料 金		変更後利用料金	既 納 利 用 料 金	利用料金の差額	
		円	円	円	
そ の 他 必 要 事 項					

様式第4号 (第3条関係)

小田原漁港交流促進施設使用変更許可書					
			番 号 年 月 日		
様					
指定管理者				印	
次のとおり許可します。					
許 既 可 に の 受 内 け 容 た	許可年月日	年 月 日		許可番号	
	使用責任者	住所		電 話	
		氏名			
変 更 の 理 由					
変 更 事 項	変 更 前		変 更 後		
利 用 料 金	変更後利用 料 金	既納利用料金	利用料金の 差 額	還付・追徴	
	円	円	円	円	
その他必要事項					

様式第5号（第4条関係）

小田原漁港交流促進施設使用更新許可申請書		
年 月 日		
指定管理者 様		
申請者 住 所 氏 名 電 話 (法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)		
次のとおり申請します。		
使用目的・内容		
使用責任者	住 所	
	氏 名	
	電 話	
使用施設名	水産物等販売施設・飲食物提供施設	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
その他必要事項		

様式第6号（第4条関係）

小田原漁港交流促進施設使用更新許可書		
		番 号 年 月 日
様		指定管理者 印
次のとおり許可します。		
使用目的・内容		
使用責任者	住 所	
	氏 名	
	電 話	
使用施設名	水産物等販売施設・飲食物提供施設	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
利用料金		
その他必要事項		

様式第7号 (第5条関係)

小田原漁港交流促進施設使用取りやめ届

年 月 日

指定管理者 様

届出者 住 所

氏 名

電 話

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり届け出ます。

許 既 可 に の 受 内 け 容 た	許可年月日	年 月 日		許可番号	
	使用責任者	住所		電 話	
		氏名			
使用施設名					
取りやめの理由					
その他必要事項					

様式第8号（第8条関係）

小田原漁港交流促進施設利用料金減額・免除申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所

氏 名

電 話

（法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり申請します。

使用責任者	住所	電話	
	氏名		
使用施設名	水産物等販売施設・飲食物提供施設・イベント広場・多目的室		
移動式調理台	<input type="checkbox"/> 利用する <input type="checkbox"/> 利用しない	移動式調理台利用料金	円
利用料金合計			円
減免後の利用料金			円
減額・免除申請の理由			
その他必要事項			

様式第9号（第8条関係）

小田原漁港交流促進施設利用料金減額・免除決定通知書			
		番	号
		年	月 日
様			
指定管理者			印
次のとおり許可・通知します。			
使用責任者	住所		
	氏名	電話	
使用施設名	水産物等販売施設・飲食物提供施設・イベント広場・多目的室		
移動式調理台	<input type="checkbox"/> 利用する <input type="checkbox"/> 利用しない	移動式調理台利用料金	円
利用料金合計			円
減免後の利用 料 金			円
減額・免除 申請の理由			
減免の決定	<input type="checkbox"/> 減免しません。 <input type="checkbox"/> 減額します。 <input type="checkbox"/> 免除します。		
その他必要事項			

様式第 10号 (第 10 条関係)

小田原漁港交流促進施設使用許可取消・使用中止通知書			
		番 号 年 月 日	
様		指定管理者 印	
次のとおり通知します。			
交付した許可書	使用許可	年 月 日	
		許可番号	
	使用変更許可	年 月 日	
		許可番号	
内 容	使用許可の取消し・使用中止		
根 拠	小田原漁港交流促進施設条例第 14 条		
理 由	(Blank space for reasons)		
利 用 料 金	既納利用料金	円	
	変更後利用料金	円	
	還付金額	円	
備考			

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、(指定管理者)を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。